

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月20日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局北九州国道事務所長 世利 正美

## 1. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 平成24年度北九州国道管内電気通信設備点検業務1式(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州国道事務所管内
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札システムの利用  
本案件は、入札及び入札書類データ(証明書等)の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省における物品製造等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B又はC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
  - ① 手続開始の決定を受けていること。
  - ② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇

所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年1月6日）による。

(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店又は支店等の拠点の有すると共に、平成9年度以降に下記の機関が発注した点検業務において受注者として業務を完了（平成24年3月31日までに完了見込みを含む）し、次に掲げる設備の点検業務の履行実績を証明したものであること。

ここで、履行実績は、次に掲げる①通信設備でア)～カ)の点検業務1種類以上の履行実績及び②電気設備の点検業務の履行実績を含むものとする。なお、①及び②の履行実績は、同一契約で無くても良い。

・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）

・地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）

#### ①通信設備

ア) 多重無線設備

イ) テレメータ設備（通信回線は、無線を使用するものに限る。）

ウ) 光伝送設備（伝送区間距離が30km以上のものに限る。）

エ) 防災情報システム（防災の用に供する情報を収集及び処理し、上位局への伝送機能を有するものに限る。）

オ) CCTV設備（防災の用に供する映像を収集し、遠方で監視操作機能を有するものに限る。）

カ) トンネル非常警報設備

#### ②電気設備

ア) 受変電設備（10kW以上の発動発電装置で自動起動方式のものを含む設

備に限る。)

(7) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 配置予定管理技術者に対する要件

本業務の配置予定管理技術者は、平成24年4月1日時点で、次の①～④に掲げるいずれか1つの条件を満たし、かつ⑤～⑦の全てを満たす者を配置することができること。

なお、①～④の業務経験は、(2.(6):同種の点検業務実績)に掲げる①通信設備でア)～カ)の点検業務1種類以上の履行実績、又は、②電気設備の点検業務の履行実績とする。業務経験年数においては、実際に従事した期間を算定する。(同時期に従事した複数の業務について重複した期間の2重計上は行わない)

- ① 学校教育法による大学（旧大学を含む。）、短期大学又は高等専門学校（旧専門学校を含む。）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者
- ② 学校教育法による高等学校（旧実業高校を含む。）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者
- ③ ①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者
- ④ 以下に示すア)～ク)のいずれかの資格を有する者で、3年以上の業務経験を有する者
  - ア) 第一級、第二級陸上無線技術士
  - イ) 第一級、第二級総合無線通信士
  - ウ) 第一級陸上特殊無線技士
  - エ) 技術士（電気電子部門）
  - オ) 技術士（総合技術監理部門（電気電子））
  - カ) 第一級電気工事施工管理技士
  - キ) 第一種、第二種、第三種電気主任技術者
  - ク) 第一種電気工事士
- ⑤ 通常の勤務時間帯において、1時間以内に履行場所（北九州国道事務所）に到着できる場所を主たる勤務地としていること。または夜間、休日において1時間以内に履行場所（北九州国道事務所）に到着できること。
- ⑥ 配置予定管理技術者は国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する事が出来る。なお兼務する場合は平成24年4月1日現在の手持ち業務量（電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は1億円未満かつ4件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記条件を越えないこととし、越えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の a～c までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- a 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。
- b 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有する者。
- c 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑦ 入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

#### 4. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒 802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10  
国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所  
経理課 契約係 電話 093-951-4331（内線 402）

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

- ① 交付場所は、上記（1）に同じ
- ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 電子入札システムの URL 及び問い合わせ先

- ① 国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/> 若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp/>

- ② 問い合わせ先 4（1）の問い合わせ先と同じ。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限及び紙入札方式による証明書等提出期限 平成 24 年 2 月 3 日 12 時 00 分

(5) 電子入札システムによる入札書の提出期限及び紙入札・郵送等による入札書類の提出期限 平成 24 年 2 月 24 日 17 時 00 分

(6) 開札の日時及び場所

平成 24 年 2 月 27 日 11 時 10 分 国土交通省九州地方整備局  
北九州国道事務所 入札室

(7) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、平成 24 年 3 月 30 日に落札決定を行う。契約日は、平成 24 年 4 月 2 日までに平成 24 年度予算が成立した場合は平成 24 年 4 月 2 日とし、平成 24 年 4 月 3 日以降に成立した場合はその成立日とする。

なお、契約日にかかわらず、契約期間（工期）の始期は平成 24 年 4 月 1 日とする。

## 5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

①電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書データ等を作成し、上記4（4）に示す提出期限までにこれを上記4（3）に示すURLに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。

②紙入札方式により参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記4（4）に示す提出期限までに上記4（1）に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象

証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 本業務にかかる契約締結は、当該業務にかかる平成24年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。